

**令和7年度副業・兼業人材活用促進事業成果収集等業務
公募型プロポーザル参加事業者募集**

長野県プロフェッショナル人材戦略拠点では、「副業・兼業人材活用促進事業成果収集等業務」について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり参加事業者を募集します。

令和7年4月24日

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度副業・兼業人材活用促進事業成果収集等業務

(2) 業務の目的

一般社団法人長野県経営者協会が長野県から受託し運営する長野県プロフェッショナル人材戦略拠点は、県内企業の人材ニーズを掘り起し、人材ビジネス事業者へ取次を行うことにより、プロフェッショナル人材を県内に呼び込み、県内産業の発展に寄与することを目的としている。

平成30年1月に厚生労働省が「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定して以降、都市部を中心に専門知識・スキルを有する副業・兼業人材が増加しており、こうした人材の活用は、県内企業にとって都市部のプロ人材を活用できる有用な手段となっている。

本業務は、長野県が令和7年度に創設した副業・兼業人材活用促進事業補助金（副業・兼業導入支援型）の採択企業における事業成果を収集するとともに、活用事例・活用メリット等をまとめた事例集の作成及び成果報告会の開催を通じて、県内企業への副業・兼業人材活用の横展開を図り、人口減少局面における県内経済の一層の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

令和7年度副業・兼業人材活用促進事業補助金に採択された企業からの事業成果の収集、事例集の作成及び成果報告会の開催

(4) 仕様等

別添仕様書のとおり

(5) 履行期限

契約の日から令和8年3月14日

(6) 費用の上限額

1,100,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けた者であること。
- (2) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方諸費税及び個人住民税を完納していること。

3 企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

企画提案書は、仕様書に示した内容を踏まえて、原則A4サイズで作成してください。

イ 見積書（様式自由）

経費の合計額は1（6）に示す費用の上限額以内とし、積算内容を具体的に記載してください。

ウ 会社概要（様式自由）

（2）企画提案書等の提出期限及び方法

ア 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで

イ 提出部数 4部

ウ 提出方法 持参、郵送又はメール

（3）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて評価されます。

評価項目	評価内容	配点
1 成果収集等の企画	本業務の趣旨を理解し、提案内容の企画力が優れているか。	60
2 事業の実施体制・スケジュール	事業実施の体制、スケジュールが妥当か。	10
3 見積額の評価	見積額は費用の上限額の範囲内か。 算定根拠が明確で、妥当な内容か。	10
4 事業実施能力	履行実績等から事業が確実に実施されるか。	20
合計		100

（4）企画提案の選定の方法

提出された企画提案書を選定基準に基づき評価し、合計点が最高点となった者を選定します。ただし、最高点となった者の評価点が6割未満の場合は選定しません。

（5）提案者への通知

選定が終了次第、提案者に選定結果を通知します。併せて選定結果について、ホームページで次の内容を公表します。

①企画提出者数

②選定された提案者

（6）その他

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 提出された企画提案書は返却しません。

4 契約の締結

選定された提案者との間で、企画提案の内容をもとに仕様書に基づく業務内容を確定し、契約を締結します。

5 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

長野県プロフェッショナル人材戦略拠点 中坪、片桐

〒380-0838 長野市県町584 長野県経営者協会会館内

電話 026-238-2623

E-mail office@nagano-pro.com

令和7年度副業・兼業人材活用促進事業成果収集等業務 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、一般社団法人長野県経営者協会が運営する長野県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）が発注する「令和7年度副業・兼業人材活用促進事業成果収集等業務」について必要な事項を定める。

2 目的

本業務は、長野県が令和7年度に創設した副業・兼業人材活用促進事業補助金（副業・兼業導入支援型）の採択企業における事業成果を収集するとともに、活用事例・活用メリット等をまとめた事例集の作成及び成果報告会の開催を通じて、県内企業への副業・兼業人材活用の横展開を図り、人口減少局面における県内経済の一層の活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和8年3月14日まで

4 業務内容

令和7年度副業・兼業人材活用促進事業補助金の補助対象として採択された企業（採択順に15社を上限とする）からの事業成果の収集、事例集の作成及び成果報告会の開催に必要な次の業務を実施すること。

- ・採択企業に提出を求める成果報告書の様式作成
- ・採択企業への成果報告書の提出依頼、報告書の受領及び報告書の内容確認・修正
- ・成果報告書の分析及び活用効果・課題等を取りまとめた事例集の作成及びデータ提出
- ・成果報告会の企画及び開催（ハイブリッド形式2回）

5 再委託の制限

受託者は、拠点の承認なく受託業務を一括して再委託してはならない。ただし、拠点との協議により業務の一部を委託することができる。

6 成果品

本業務の成果品は、委託期間内に拠点へ納入すること。

7 受託者の責務

- （1）業務の遂行に当たっては、あらかじめ拠点と十分協議を行うこと。
- （2）受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、受託業務終了後も同様とする。
- （3）受託者は、本業務の実施に当たり他者の著作権等を侵すことのないようにすること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、その都度拠点と協議すること。